

## 第10章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

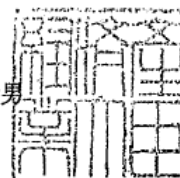
「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の14第1項の規定に基づく環境影響評価準備書についての経済産業大臣の勧告（平成24年11月8日 20121030商第49号）は、次のとおりである。

### 経済産業省

20121030 商第 49 号  
平成 24 年 11 月 8 日

銭函風力開発株式会社  
代表取締役 松島 聡 殿

経済産業大臣 枝野 幸男



銭函風力開発株式会社「銭函風力発電事業に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成24年7月17日付けで風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24・05・29資庁第2号。以下「要綱」という。）第七の3の2の（4）の規定に基づき、要綱第三の3、4及び5の手続きを経た準備書とみなす書類として経済産業省に対し届出があった銭函風力発電事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）については、要綱第三の7の規定により関係都道府県知事及び関係市町村長が経済産業省に対して書面により意見を述べており、当該意見を記載した書面は、環境影響評価法（以下「アセス法」という。）第53条第2項及び平成24年経済産業省告示第222号第2条第6号の規定によりアセス法第53条第1項第6号に掲げる書類とみなされるため、電気事業法第46条の14第1項の規定により審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

#### 記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で北海道知事の意見を勘案し、アセス法第8条第1項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮するとともに、環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、平成24年9月14日付20120907資庁第4号及び別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。



【別紙】

1. 土地の改変区域（工事区域、アクセス道路、樹木の伐採範囲等）が不明なため、土地の掘削や盛土、アクセス道路の設置、樹木の伐採等の土地の改変がどこで行われ、どのように修復するのかが分かる図面を添付すること。
2. 風力発電所の配置（風車、建屋等含む）が不明なため、工事の仕上がり等、全体像が分かる図面を添付すること。
3. 温室効果ガスの削減効果が不明なため、風力発電の設備利用率を含め、当該発電所を設置することによる温室効果ガスの削減効果を定量的に示すこと。
4. 工事車両の搬送ルート、工事による大気質への影響や住民に対する配慮についての記載がないため、工事に伴う大気質への影響及び騒音振動予測を記載すること。
5. 低周波音に係る記述がないため、「低周波音の測定に関するマニュアル」に基づき評価を行うとともに、G特性だけでなく、周波数特性を示すこと。
6. 水の濁り（濁水対策）に係る記述がないため、河川、湖沼等の類型指定の状況、沈砂地等の処理能力や処理方法を具体的に示すこと。
7. 動植物相、生態系に係る定量的な評価がないため、何を指標（注目種）にしてどのような調査を行うのか具体的に記載すること。
8. 居住地等生活環境からの景観、人と自然との触れ合いの場、緑化、修景に係る記述がないため、これらを記載すること。
9. 廃棄物や残土に係る記述がないため、これらを記載すること。
10. wind turbine noiseに卓越した純音成分（約100ヘルツ～200ヘルツ範囲）及びswish音の程度について記載すること。
11. 変電設備の位置を示し、変電設備騒音の近接住居等に対する影響について記載すること。
12. おおむねの事業対象区域は図示されているが、現存植生図だけでは現状との照合が難しいため、現状が確認できる至近の航空写真、図面等を添付すること。

13. 生活環境からみた景観についても、目立たないように風景の中に溶け込むよう配慮すること。
14. 夜行性の中・大型哺乳類の生息確認には、自動撮影を用いるのが通常となっているので、調査方法として追加すること。